

工場・事業場の 排水規制



■はじめに

公共下水道は私たちの生活を清潔で快適なものにするとともに、川や海の水質を保全するためにはなくてはならない施設です。しかし、工場、事業場から悪質な下水がそのまま排出されると下水管を損傷させたり、下水処理場の機能を著しく低下させるなど悪影響を及ぼし、私たちの生活が脅かされることとなります。

したがって、このようなことが起きないよう、下水道法及び恵庭市下水道条例により、悪質な下水に対しての厳しい規制が行われておりますので、工場事業場の皆さんは以下に述べる規制内容について十分理解され、適正な水質管理に努められるようお願いいたします。



恵 庭 市

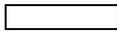
水質基準を超える下水を排除してはいけません

工場、事業場が公共下水道へ下水を流す場合は、一定の基準以下の水質にしなければなりません。基準を超える水質の下水を流すと大別して次のふたつの方法により規制されます。なお水質の基準は、別表「公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容」のとおりです。

1 下水の排除の制限による規制

特定施設(下記参照)を設置する工場、事業場(以下「特定事業場」といいます)の事業主が基準を超える水質の下水を流すことが禁止されており、この規定に違反すると直ちに処罰されることとなります。また、公共下水道管理者(以下「管理者」といいます)が違反するおそれがあると認めた場合は、事業主は「施設の改善」や「排水の一時停止」の命令を受けることとなります。(別表中の  の部分が該当します)

2 除害施設設置等による規制

特定事業場(上記の「下水の排除の制限規制」をうけるものを除く)と特定施設を設置していない工場・事業場(以下「非特定事業場」といいます)の事業主が基準を超える水質の下水を流す場合は、基準以下の水質にするよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。この規定に違反すると聴聞をへて「施設の改善」や「排水の一時停止」の命令を受け、この命令に従わない場合は処罰されることとなります。(別表中の  の部分が該当します。)

特定施設とは、工場及び事業場が設置している施設でカドミウムや水銀などの人の健康に被害を与えるおそれがある物質又は生物化学的酸素要求量(BOD) や、浮遊物質(SS)などの生活環境に悪影響を与えるおそれがある項目を含む汚水を排出する施設で水質汚濁防止法施行例別表1に掲げられている施設をいいます

工場などの事業主の方は次の届けが必要です

1 特定施設の設置に関する届け出

特定事業場の事業主は水量、水質に関係なく管理者に次の届け出をしなければなりません。

ア 特定施設設置届

特定施設を新たに設置しようとする場合は工事の60日前にこの届け出が必要です。

イ 特定施設使用届

現に特定施設を設置していて公共下水道を使用することとなった場合はこの届け出が必要です。

ウ 特定施設の構造等変更届

ア、イの届け出をした事業主が、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質などを変更しようとする場合は、その60日前にこの届け出が必要です。

エ 氏名変更等届

ア、イの届け出をした事業主が氏名、工場の名称、所在地を変更した場合には、この届け出が必要です。

オ 特定施設使用廃止届

特定施設の使用を廃止した場合は、この届け出が必要です。

カ 承継届

ア、イの届け出をした事業主から特定施設を譲り受け、または借り受けた場合は、この届け出が必要です。

2 除害施設の設置に関する届け出

非特定事業場の事業主が除害施設を設置しようとする場合は、管理者に次の届け出をしなければなりません。

除害施設設置(改築、増築)届

除害施設を新設、改築または増築しようとする場合は工事の60日前にこの届け出が必要です。

計画についてあらかじめ審査を受ける必要があります

工場、事業場の事業主が特定施設を設置(構造等の変更を含む)する場合及び除害施設を設置(改築、増築を含む)する場合は、あらかじめ計画内容を届け出て審査を受けなければなりません。

1 工事の実施制限

届け出が受理された日から60日間は届け出にかかわる工事を実施することはできませんので事業主は工事着工予定日の60日前に管理者に届け出る必要があります。ただし、管理者が届け出の内容が相当であると認めるときはこの期間を短縮することがあります。

2 計画変更の命令

管理者は届け出があった計画内容が基準を超えるおそれがあると判断したときは、受理後60日以内に計画の変更を命ずることがあります。

工場などの事業主の方は排水の水質を

十分管理する必要があります

工場・事業場では除害施設の維持管理や濃厚廃液の回収などを徹底したり、あるいは下水の水質を測定し別表の基準以下になっているかどうか確認するなど水質管理を十分に行う必要があります。

たとえば、除害施設を設置すればどんな排水でも処理できるというものではありません。日常の保守、点検、調整など維持管理が適切に行われてはじめてその機能を十分に発揮することができ、良好で安定した処理水質を得ることができます。

このためには次のような水質管理を行う必要があります。

1 除害施設を設置している事業場の水質管理

- ア 除害施設の維持管理など水質管理を責任をもって実施していく体制を作り、水質管理の責任者をおいてください。
- イ 機器類の点検、調整や装置の運転及び原水、処理水の水質、水量の測定などの作業を日、週、月などの周期で定期的実施する必要があります。
- ウ 保守点検や水質測定などの結果は、管理日誌を作成して記録しておく必要があります。
- エ 除害施設から発生した汚泥などは、適切に処分するとともに、その発生量、処分量なども記録しておく必要があります。

2 濃厚廃液を回収している事業場の水質管理

- ア 濃厚廃液の回収など、水質管理を責任をもって実施していく体制をつくり、水質管理の責任者をおいてください。
- イ 薬品の使用廃液や操業工程から発生した濃厚廃液が確実に回収されているかどうかチェックするとともに下水の水質を定期的に測定する必要があります。
- ウ 回収した濃厚廃液は適切に処理処分するとともに、回収量、処分量や水質測定結果などは管理日誌を作成して記録しておく必要があります。

その他の事業場でも操業工程から悪質な下水が排出されないよう工程の管理を行うとともに、下水の水質を定期的に測定し記録しておく必要があります。

工場などの事業主の方には次のような義務があります

1 水質を測定する義務

特定事業場の事業主は、下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、公共下水道への排出口ごとに、公共下水道に流入する直前で、下水の水質を測定しその結果を記録保存しておかなければなりません。水質の測定回数は原則として、温度またはPHは排水の期間中一日一回以上、BODは14日を超えない排水の期間ごとに1回以上、その他の測定項目は7日を超えない排水の期間ごとに1回以上行わなければなりません。

2 報告の義務

工場、事業場の事業主は、管理者の求めに応じて事業場の状況、除害施設または下水の水質に関して必要な報告をしなければなりません。

〈 注 〉

1 除害施設設置資金の融資制度について

中小企業などの事業主が除害施設(汚水の処理施設)を設置する場合は、国・道の資金融資制度があります。

2 罰 則

次の違反事項に対しては、懲罰などが科されますので注意してください。

- ア 基準以上の水質の下水を流して、下水の排除制限規定に違反した場合。
- イ 管理者の施設の改善命令、排水の一時停止命令及び計画変更命令などに違反した場合。
- ウ 特定施設の設置などの届け出や除害施設の設置などの届け出をおこたり、また虚偽の届け出をした場合、及びこれらの届け出にかかわる工事の実施制限規定に違反した場合。
- エ 水質を測定する義務及び報告の義務に違反した場合。

特定施設及び除害施設に係る届出

届出の種類	必要書類 (届出部数 2 部)	届出期限	届出を怠った 場合の罰則
<p>新設の届出 特定施設設置届出書 (法様式第 6) (特定施設一覧表に該当する施設で新たに特定施設を設置する場合)</p> <p>(法 12 条の 3 第 1 項)</p>	<p>必要書類</p> <p>1. 特定施設設置届出書 (1) 特定施設の種類 (2) 特定施設の構造 (3) 特定施設の使用方法 (4) 特定施設から排出される汚水の処理方法 (5) 下水の量及び水質 (6) 用水及び排水の系統</p> <p>2. 添付書類 (1) 工場 (事業場) 及びその付近の見取図 (2) 主要寸法の入った特定施設の構造及び汚水等処理施設の概要図</p>	<p>工事着手の 60 日前</p> <p>(法 12 条の 6)</p>	<p>届出をせず又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(法 47 条の 2)</p>
<p>既設の届出 特定施設使用届出書 (法様式第 7) (現にある施設が新たに特定施設となった場合)</p> <p>(法 12 条の 3 第 2 項)</p>	<p style="text-align: center;">同 上</p>	<p>当該施設が特定施設となった日から 30 日以内</p> <p>(法 12 条の 3 第 2 項)</p>	<p>届出をせず又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(法 49 条)</p>
<p>構造等変更の届出 特定施設の構造等変更届出書 (法様式第 8) (法 12 条の 4)</p>	<p>特定施設の構造等変更届出書に上記内容を記載し、変更しようとする事項に関するものを変更前と変更後の内容を対照して記載</p>	<p>変更に伴う工事着手の 60 日前</p> <p>(法 12 条の 6)</p>	<p>届出をせず又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(法 47 条の 2)</p>

届出の種類	必要書類 (届出部数 2 部)	届出期限	届出を怠った 場合の罰則
氏名の変更等の届出 氏名変更等届出書 (法様式第 10) (氏名、名称、住 所、工場(事業場) の名称、所在地の変 更があった場合) 使用廃止の届出 特定施設使用廃止 届出書 (法様式第 11) (法 12 条の 7)	氏名変更等届出書及び 特定施設の使用廃止届出 書に記載	変更又は廃止した 日から 30 日以内 (法 12 条の 7)	届出をしなか ったり虚偽の届 出をした者は 1 0 万円以下の過 料に処する。 (法 51 条)
承継届出書 (法様式第 12) (譲り受け、借り 受け、相続、合併等 があった時、当該地 位の承継の場合) (法 12 条の 8)	承継届出書に記載	承継の日から 30 日以内 (法 12 条の 8)	同 上
除害施設設置等届 (規則第 5 号様式) (除害施設を設置、 改築又は増築する場 合) (条例第 10 条、11 条)	除害施設の届出書に記 載	工事着手の 60 日前 (規則第 10 条の 4)	届出をしなか ったり虚偽の届 出をした者は 5 万円以下の過料 に処する。 (条例第 30 条)
実施制限期間短縮願 (届出の内容が相当 であると認める場合 短縮できる) (法 12 条の 6) (規則第 10 条の 4)	実施制限期間短縮申請 書に必要事項を記載		

下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

対象物質又は項目		終末処理場を有する公共下水道の利用者			
		特定事業場		非特定事業場	
		排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満		
健康項目 (有害物質基準) 生活環境項目 等基準	政令	カドミウム及びその化合物※水	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
		シアン化合物※水	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
		有機りん化合物※水	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
		鉛及びその化合物※水	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
		六価クロム化合物※水	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
		ひ素及びその化合物※水	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物※水	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
		アルキル水銀化合物※水	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)※水	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
		トリクロロエチレン※水	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
		テトラクロロエチレン※水	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
		ジクロロメタン※水	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
		四塩化炭素※水	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
		1・2-ジクロロエタン※水	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
		1・1-ジクロロエチレン※水	1 mg/L 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下
		シス-1・2-ジクロロエチレン※水	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下
		1・1・1-トリクロロエタン※水	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
		1・1・2-トリクロロエタン※水	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
		1・3-ジクロロプロペン※水	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
		チウラム※水	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下
		シマジン※水	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
		チオベンカルブ※水	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
		ベンゼン※水	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
		セレン及びその化合物※水	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
		ほう素及びその化合物※水	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
		ふっ素及びその化合物※水	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下
		1・4ジオキサン※水	0.5mg/L 以下	0.5 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
		ダイオキシン類※ダ	10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下	10pg-TEQ/L 以下
		フェノール類※水	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
		銅及びその化合物※水	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
		亜鉛及びその化合物※水	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下
		鉄及びその化合物(溶解性)※水	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
		マンガン及びその化合物(溶解性)※水	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
クロム及びその化合物※水	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下		
環境項目	条令	水素イオン濃度(pH)	5 以上 9 未満	5 以上 9 未満	5 以上 9 未満
		生物学的酸素要求量(BOD)	600 mg/L 未満	600 mg/L 未満	600 mg/L 未満
		浮遊物質(SS)	600 mg/L 未満	600 mg/L 未満	600 mg/L 未満
		ノルマルヘキサン 鉱油類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
		抽出物質含有量 動植物油脂類	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下
		温度	45 °C 未満	45 °C 未満	45 °C 未満
		よう素消費量	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満	220 mg/L 未満
有害基準		アンモニア性窒素等含有量	380 mg/L 未満	380 mg/L 未満	380 mg/L 未満

1. [] :直罰基準…違反すると直ちに罰則の対象となります。
 (下水道法第12条の2、下水道法施行令第9条の4、恵庭市下水道条例第9条(下水道法施行令第9条の5の範囲内))
 ※水:水質汚濁防止法特定施設の場合に直罰基準が適用されます。
 ※ダ:ダイオキシン類対策法特定施設の場合に直罰基準が適用されます。
 ※生活環境項目に関しては、排水量が50m³/日以上事業所について直罰基準が適用されます。
 (水質汚濁防止法 排水基準を定める省令より)
2. [] :除害施設設置基準…すべての工場や事業所に適用されるもので下水道へ汚水を排除する場合は除害施設を設置するなどにより基準を守る必要があります。
 (恵庭市下水道条例第10条及び第11条(下水道法施行令第9条の11の範囲内))
3. 暫定基準 H25.7.1からH28.6.30
 (電気メッキ業) *ほう素 50mg/l
 *ふっ素 50mg/l 日量50m³未満
 *ふっ素 15mg/l 日量50m³以上
4. 令和6年1月に下水道法施行令が改正され、「六価クロム化合物」の下水排除基準が強化されました。
 六価クロム化合物 0.2mg/L以下(改正前:0.5mg/L) ※令和6年4月1日施行 ※既存特定施設、特定業種で暫定基準あり

工場・事業場の届出、排水規制に関するお問い合わせ先は

恵庭市水道部下水道課

恵庭市京町 85 番地 2
電話 33-3131(内線 5865)